

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部を改正する件（厚生労働一〇）

〔その他告示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三）

○トンガ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一五）

○返納を命じた旅券を無効とする件（同一六）

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件

〔法規的告示〕

- ## 〔法規的告示〕

- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三）
 - トンガ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一五）
 - 返納を命じた旅券を無効とする件
(同一六)
 - 株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件
(財務・農林水産・経済産業一)

三 二 一

官 庁 諸 事 項

内閣 〔皇室事項〕

〔人事異動〕

○ 九州地方整備局五・八

○ 道路に関する件

○ 福島県双葉郡内の認定特定帰還居住区域復興再生計画に従つて行う土壤等の除染等の措置に係る事項を告示する件（環境四）

○ 住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件（国土交通四五）

○ 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件
（農林水産四八）

<p>〇厚生労働省告示第十一号 医薬品、医療機器等 に関する法律第四条第一項等 に規定する法律第五項等 の一部を次の表のとおり 一部を改正する旨 〔(16)〕を〔(17)〕に改め る。</p>	<p>〇厚生労働省告示第十一号 医薬品、医療機器等 に関する法律第四条第一項等 に規定する法律第五項等 の一部を次の表のとおり 一部を改正する旨 〔(16)〕を〔(17)〕に改め る。</p>	<p>〇厚生労働省告示第十一号 医薬品、医療機器等 に関する法律第四条第一項等 に規定する法律第五項等 の一部を次の表のとおり 一部を改正する旨 〔(16)〕を〔(17)〕に改め る。</p>
<p>改 一 二 二 (略)</p>	<p>(1) エピナコ ル製剤</p>	<p>(2) る。 (略)</p>

<p>この告示は、告示の 規定期定に基づき厚生労働省令 〔(16)〕を〔(17)〕に改 附 則</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和二十九年五月号)第四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要件を備え、且つ、前項の規定に基づき厚生労働省令〔(16)〕を〔(17)〕に改めたもの</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和二十九年五月号)第四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要件を備え、且つ、前項の規定に基づき厚生労働省令〔(16)〕を〔(17)〕に改めたもの</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和二十九年五月号)第四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要件を備え、且つ、前項の規定に基づき厚生労働省令〔(16)〕を〔(17)〕に改めたもの</p>

寺の品質、有効性及び安
第三号の規定に基づき
第五項第三号の規定に基
有効性及び安全性の確保
委指導医薬品の一部を改
九日
機器等の品質、有効性及
生労働大臣が指定する要
寺に関する法律第四条第一
部を改正する告示の一部
等の品質、有効性及び安
大臣が指定する要指導医
機器等の品質、有効性及
方労働大臣が指定する要指
ように改正する。
正後
器等の品質、有効性及
する法律（昭和三十五
第四条第五項第三号の
大臣が指定する要指導
医薬品とする。
療機器等の品質、有効
保等に関する法律第四、
イ又は口に掲げる医薬
掲げるもの、その水和
類を有効成分として含
の日から適用する。
ヘチン塩酸塩（点眼剤
（一）

法律（昭和三十五年法律
品質、有効性及び安全性及
すする要指導医薬品及び
第五項第三号の規定に基
正する告示を次のように
厚生労働大臣　上野賢
る法律第四条第五項第
医療機器等の品質、有
つき厚生労働大臣が指定
関する法律第四条第五項
厚生労働省告示第二百五
る法律第四条第五項第三
（傍線部分は改正
正　前
機器等の品質、有効性及
すする法律（昭和三十五
一第四条第五項第三号の
勧大臣が指定する要指導
る医薬品とする。
医療機器等の品質、有効
確保等に関する法律第四
イ又は口に掲げる医薬
塩類を有効成分として含
安全の確認等に関する
案品第一号中「〔15〕」を「
安全の確認等に関する
〔16〕」に改める。

(16) 法律第四 第三号の告 勞働省に、	第百四十 条の規 定及び 医薬品 の厚生 保険等 の規定 を定め る。一郎 三号の規 定効性及び する要指 定する。
号の規定	第三百四 十一条の 規定及び 医薬品 の厚生 保険等 の規定 を定め る。三郎 三号の規 定効性及び する要指 定する。

(トンガ側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、トンガ王国政府に代わって前記の了解を確認することとともに、閣下の書簡及びこの返答が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返答の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年十二月五日にヌクアロファで

トンガ王国

外務大臣兼国防大臣 トウポウトア・ウルカララ

トンガ王国駐在

日本国特命全権大使 稲垣久生 閣下

○外務省告示第十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年一月五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかつたので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失效年月日に効力を失つた。

令和八年一月十九日

記

失効年月日	発行年月日	旅券番号
令和8年1月5日	2024年8月2日	T T6574432
令和8年1月5日	2017年12月21日	T R9702164
令和8年1月5日	2024年8月20日	T T6710824
令和8年1月5日	2025年4月8日	M V0008618

○農林水産省告示第一号
経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月十九日

財務大臣 片山さつき

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 石原 宏高

経済産業大臣 赤澤 亮正

1 株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：東京支店	営業所又は事務所の名称：東京支店
郵便番号：105-0012	郵便番号：104-0028
所在地：東京都港区芝大門二丁目12番18号	所在地：東京都中央区八重洲二丁目10番17号
電話番号：03-3437-1231	電話番号：03-3437-1231

(2) 変更年月日

令和8年1月19日

(3) 変更の理由

移転のため

○農林水産省告示第四十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十日農林水産省告示第二千三百五十三号(特定水産資源「くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)」に関する令和7管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のように改正する。

令和八年一月十九日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改める。

改	正	後	改	正	前
ぐろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	ぐろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	ぐろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	第一 くろまぐろ(小型魚)	第一 くろまぐろ(小型魚)	第一 くろまぐろ(小型魚)
一 漁獲可能量(法第十五条第一項第一号関係)	一 漁獲可能量(法第十五条第一項第一号関係)	一 漁獲可能量(法第十五条第一項第一号関係)	一 漁獲可能量(法第十五条第一項第一号関係)	一 漁獲可能量(法第十五条第一項第一号関係)	一 漁獲可能量(法第十五条第一項第一号関係)
4,218.0トン	4,218.0トン	4,218.0トン	4,218.0トン	4,218.0トン	4,218.0トン
二 都道府県別漁獲可能量(法第十五条第一項第二号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第十五条第一項第二号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第十五条第一項第二号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第十五条第一項第二号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第十五条第一項第二号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第十五条第一項第二号関係)
法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	(単位：トン)	(単位：トン)	(単位：トン)
都道府県	都道府県別漁獲可能量	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	167.7	北海道	164.4	北海道	164.4
青森県	351.0	青森県	347.7	青森県	347.7
岩手県	113.0	岩手県	109.6	岩手県	109.6
宮城県	63.5	宮城県	63.8	宮城県	63.8

秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	<u>106.9</u>
東京都	<u>16.5</u>
神奈川県	<u>65.2</u>
新潟県	<u>131.0</u>
富山県	<u>144.6</u>
石川県	<u>128.7</u>
福井県	51.9
静岡県	<u>60.5</u>
愛知県	1.0
三重県	<u>65.8</u>
京都府	<u>66.4</u>
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	<u>60.8</u>
鳥取県	19.9
島根県	<u>137.1</u>
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	<u>130.4</u>
徳島県	45.2
香川県	<u>2.9</u>
愛媛県	24.5

秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	<u>103.8</u>
東京都	<u>13.9</u>
神奈川県	<u>61.8</u>
新潟県	<u>126.5</u>
富山県	<u>141.4</u>
石川県	<u>126.7</u>
福井県	51.9
静岡県	<u>57.4</u>
愛知県	1.0
三重県	<u>62.4</u>
京都府	<u>63.2</u>
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	<u>57.5</u>
鳥取県	19.9
島根県	<u>134.1</u>
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	<u>127.0</u>
徳島県	45.2
香川県	<u>1.0</u>
愛媛県	24.5

高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	<u>913.7</u>
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	<u>25.5</u>
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業	<u>778.6</u>
くろまぐろ (小型魚) かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ (小型魚) かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

10,142.6トン

高知県	102.2
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	<u>912.3</u>
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	<u>25.1</u>
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業	<u>833.6</u>
くろまぐろ (小型魚) かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ (小型魚) かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

10,142.6トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	87.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	156.7
富山県	35.8
石川県	73.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	86.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	73.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0

広島県 2.0
山口県 118.0
徳島県 20.0
香川県 0.1
愛媛県 19.1
高知県 43.5
福岡県 54.0
佐賀県 31.6
長崎県 424.2
熊本県 9.4
大分県 32.1
宮崎県 65.4
鹿児島県 35.9
沖縄県 268.0

広島県 2.0
山口県 118.0
徳島県 20.0
香川県 2.0
愛媛県 19.1
高知県 43.5
福岡県 54.0
佐賀県 31.6
長崎県 424.2
熊本県 9.4
大分県 32.1
宮崎県 65.4
鹿児島県 35.9
沖縄県 268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行なう管理区分）	3,037.5
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行なう管理区分）	2,027.2

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行なう管理区分）	3,032.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行なう区分）	2,027.2

くろまぐろ (大型魚) か じき等流し網 漁業等	75.7
くろまぐろ (大型魚) か つお・まぐろ 漁業 (漁獲量 の総量の管理 を行う区分)	16.0
くろまぐろ (大型魚) か つお・まぐろ 漁業 (漁獲量 の総量の管理 を行う区分)	16.0
くろまぐろ (大型魚) か つお・まぐろ 漁業 (漁獲割 当てによる管 理を行う管 理区分)	1,141.1
くろまぐろ (大型魚) か つお・まぐろ 漁業 (漁獲割 当てによる管 理を行う管 理区分)	1,141.1
改 正 後	改 正 前
<p>一・二】 (略)</p> <p>三 保険等の業務を行う事務所の所在地</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>ハ 宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番三 十一号</p> <p>一一～七 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>一・二】 (略)</p> <p>三 保険等の業務を行う事務所の所在地</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>ハ 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目一番三 十六号</p> <p>一一～七 (略)</p> <p>四 (略)</p>

○国土交通省告示第四十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

令和八年一月十九日
国土交通大臣 金子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように

改正後

改正前

三 保険等の業務を行う事務所の所在地

卷之三

八 宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番三

十三号

（略）

四(略)

附則

○環境省告示第四号

福島復興、再生特別

福島復興再生特別委員会

る平成二十一年三月廿一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出さ

此上以計主功實之數，則當以一萬六千人計。故謂之「萬六」。

平成十三年法律第二百十号 放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

第四項の規定に基づき、次の三通りを云ふ。

条第四項の規定に基いて、次のとおり告示する。

命和八年一月十九日

卷之三

○総務大臣臨時代理

○総務大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う國務大臣に指定する

○財務大臣臨時代理理解職

財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く

内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免する（以上一月十五日）

公 告

諸 事 項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和8年1月19日

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 名古屋地方検察庁 検察官 令和8年第2号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和8年1月19日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和3年3月頃から令和4年9月中旬頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

福井敦士を構成員とする犯行グループが、共謀の上、百貨店従業員及び全国銀行協会職員を装つて、被害者からキャッシュカード等を窃取し、そのキャッシュカードを使用して現金自動預払機から現金を引き出して窃取、若しくは福井らが管理する銀行口座に振込送金して詐取した行為。

- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項（検察官が把握しているもの）

(1) 被告人らが使用した百貨店の名称

近鉄、そごう、大丸、高島屋、東武百貨店、三越、名鉄百貨店

(2) 使用された主な偽名

クワタ、ササキ、ササシタ、シバタ、シラカワ、ナカノ、ナガノ、ナツメ、ナルサワ、ハセガワ、ハタ、ハタケヤマ、ハヤカワ、ハヤサカ、ハラダ、ハルタ、ヒサマツ、ヒヨウドウ、ヒラツカ、ヒロオカ、マツシタ、ミタ、ミヤモト、ヤマグチ、ヨシイ、ヨシダ

人事異動

内 閣

○経済産業大臣臨時代理解職

國務大臣 城内 実
経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行つ國務大臣としての指定を解く

同 同 城内 実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免する（以上一月十五日）

皇 室 事 項

講書始の儀

始の一月九日午前十時三十分、宮中において、講書子は「江戸時代の日本絵画」、東京大学名誉教授佐々木正御厨賞は「才一ラル・ヒストリーとは何か」、国立天文台名誉教授家正則は「観測天文学最前線と日本の活躍」について進講した。

(3) 主な犯行態様

ア 百貨店従業員を装つて、高齢の被害者方に電話をかけ、クレジットカードが不正に利用されていることを告げた上

(ア) 個人情報が流出するおそれがあるため、証拠保全のため全国銀行協会職員が自宅を訪れる。

(イ) キャッシュカードを使用できなくなるため、全国銀行協会職員が自宅を訪れる。

(ウ) 自宅に保管されている現金に偽札が混ざっている可能性があるため、全国銀行協会職員が自宅を訪れて確認する必要がある。

などと告げ、全国銀行協会職員を装つ者が被害者宅を訪れてキャッシュカードを受け取り封筒に入れ、被害者が目を離した隙に、別の封筒とすり替えてキャッシュカード等を窃取する。

イ 窃取したキャッシュカードを使用して現金自動預払機から現金を引き出して窃取する。

ウ 窃取したキャッシュカードを使用して現金自動預払機を作動させて、被害者名義口座から被告人らが管理する口座に振込送金する。

- 5 開始決定の時における給付資金の額 金3081万2884円

- 6 支給申請期間 令和8年1月19日から令和8年3月19日までの間

- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 名古屋地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和6年7月23日

(3) 確定年月日 令和6年8月7日

(4) 被告人の氏名 福井 敦士

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、共犯者と共に謀る上

ア 共犯者が、令和4年2月10日から同年9月9日までの間、愛知県内、大阪府内、京都府内、兵庫県内、神奈川県内において

(ア) 窃取した被害者名義口座のキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から現金合計1834万3000円を窃取した

(イ) 同キャッシュカードを現金預払機に挿入して作動させ、同口座から被告人らが管理する口座に合計681万1000円を振込送金したとする虚偽の情報を与えて同口座の残高を増加させて財産上不法の利益を得た

イ 被告人が、令和4年9月9日、全国銀行協会職員を装つて被害者方に電話をかけ、被害者に対し、自宅に保管されている現金に偽札が混ざっている可能性があるため、同協会職員が確認をする必要がある旨うそを言い、共犯者が被害者宅を訪れ、現金を確認する必要がある旨うそを言い現金1170万円の交付を受けた

ものである。

(罪名)

窃盗、電子計算機使用詐欺、詐欺

- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒460-8523 名古屋市中区三の丸4丁目3番1号 名古屋地方検察庁 被害回復事務担当
電話番号 052-951-1490（直通）

○ 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に名古屋地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記8のとおり）。

○ 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、名古屋地方裁判所に提起しなければなりません。

前払式支払手段発行者の発行 保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第4号）第7条第1項の規定により次のように公示する。

1. 前払式支払手段発行者の商号

- 株式会社NEXT INNOVATION
- 2. 代表者の氏名 破産管財人 清水 俊順
- 3. 住所 京都市北区紫野西泉堂町62番地
- 4. 仮配当表

(1) 権利の実行の対象となる発行保証金の額
19,300,000円

(2) 権利の実行に係る申出の総額
5,460,531円

※配当は、資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号）第11条第9項の規定により、発行保証金の額から還付の手続に必要な費用の額を控除した額について実施する。

令和8年1月19日

近畿財務局長 坂口和家男

前払式支払手段発行者の発行 保証金に係る権利の実行の手 続に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号）第11条第4項の規定により次のように公示する。

1. 前払式支払手段発行者の商号

- 株式会社NEXT INNOVATION
- 2. 代表者の氏名 破産管財人 清水 俊順
- 3. 住所 京都市北区紫野西泉堂町62番地
- 4. 権利の実行の対象となる発行保証金の額
19,300,000円

5. 意見聴取会の期日
令和8年1月28日（水）午後2時

6. 意見聴取会の場所
大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号
大阪合同庁舎第四号館4階 第6共用会議室
7. 上記の者の発行保証金について債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。

なお、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

令和8年1月19日

近畿財務局長 坂口和家男

相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第183号

香川県丸亀市大手町2丁目4番24号 大手町ビル7階田岡・佐藤法律事務所

申立人 田岡 直博

本籍香川県仲多度郡まんのう町七箇187番地4、最後の住所香川県仲多度郡まんのう町七箇180番地1、死亡の場所香川県仲多度郡琴平町、死亡年月日令和6年6月7日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和10年9月27日、職業無職

被相続人 亡 片岡 弘子

香川県丸亀市塩飽町7番地2 県信ビル2階籠池法律事務所

相続財産清算人 弁護士 勝村 真也

催告期間満了日 令和8年7月31日

高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年（家）第303号

福岡県大川市大字津98番地3

申立人 永田 啓造

本籍福岡県久留米市藤光町210番地1、最後の住所福岡県筑後市大字蔵数1025番地1サービス付き高齢者向け住宅てっぷつ115号（不動産登記記録上の住所福岡県久留米市三瀬町西牟田6323番地13栄光園）、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日令和7年6月25日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和32年8月6日、職業無職

被相続人 亡 岡 稔宏

事務所福岡県久留米市篠山町12番地3パーク・ノヴァ久留米中央405号中村優子・松岡由起子・川口香織司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 中村 優子
催告期間満了日 令和8年7月31日

福岡家庭裁判所八女支部

令和7年（家）第957号

鹿児島県曾於市財部町下財部2061番地1特別養護老人ホーム財部寿豊苑

申立人 黒木アサ子

本籍宮崎県都城市蓑原町2984番地9、最後の住所宮崎県都城市蓑原町2984番地9、死亡の場所宮崎県都城市、死亡年月日推定令和4年2月15日、出生の場所福岡県小倉市、出生年月日昭和35年4月20日、職業無職

被相続人 亡 黒木 茂敏

宮崎県宮崎市橘通東2丁目9番14号トライスター本町通りビル405号

相続財産清算人 速水 渉

催告期間満了日 令和8年7月31日

宮崎家庭裁判所都城支部

令和7年（家）第4047号

神戸市西区狩場台1丁目50番地の54

申立人 高原 文子

本籍岐阜県大垣市上石津町上原531番地、最後の住所神戸市兵庫区塚本通6丁目2番32—701号、死亡の場所兵庫県神戸市兵庫区、死亡年月日令和7年6月5日、出生の場所兵庫県神戸市長田区、出生年月日昭和32年2月9日、職業無職

被相続人 亡 三輪 佳宏

神戸市中央区小野柄通7丁目1—1 日本生命三宮駅前ビル9階 伊原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊原 由美

催告期間満了日 令和8年8月3日

神戸家庭裁判所

令和7年（家）第4051号

兵庫県西宮市西宮浜4丁目10番1—1206号

申立人 石村 直也

本籍神戸市垂水区神陵台5丁目138番地、最後の住所神戸市西区竹の台1丁目18番地の9、死亡の場所兵庫県神戸市西区、死亡年月日令和7年1月2日、出生の場所埼玉県所沢市、出生年月日昭和35年9月25日、職業不明

被相続人 亡 石村 真司

神戸市中央区楠町2丁目2番6号 クスノキ壱番館2階 大倉山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 河端 亨

催告期間満了日 令和8年7月31日

神戸家庭裁判所

令和7年（家）第17038号

沖縄県宜野湾市野嵩1丁目4番13号101

申立人 井上 海太

本籍沖縄県浦添市当山1丁目372番地、最後の住所沖縄県浦添市字経塚348番地経塚苑、死亡の場所沖縄県浦添市、死亡年月日令和6年12月28日、出生の場所沖縄県中頭郡浦添村、出生年月日昭和23年5月3日、職業不明

被相続人 亡 比嘉 秀明

沖縄県宜野湾市野嵩1丁目4番13号101

相続財産清算人 司法書士 井上 海太

催告期間満了日 令和8年8月4日

那覇家庭裁判所

令和7年（家）第17037号

沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆602番地

申立人 吳屋 善重

本籍沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆502番地、最後の住所沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆502番地ハウスNO. B-59、死亡の場所沖縄県国頭郡金武町、死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和13年6月20日、職業不明

被相続人 亡 太田 豊

沖縄県沖縄市知花6丁目8番17号2階

相続財産清算人 弁護士 南部 篤史

催告期間満了日 令和8年8月3日

那覇家庭裁判所沖縄支部

令和7年（家）第7091号

福島県福島市大明神4番地の3

申立人 カメリヤコーポラス管理組合

本籍福島県福島市大明神4番地3、最後の住所福島県福島市大明神4番地の3カメリヤコーポラス304、死亡の場所福島県福島市、死亡年月日令和6年3月19日、出生の場所福島県伊達郡月館町、出生年月日昭和20年10月27日、職業不明

被相続人 亡 土屋 秀義

福島市北五老内町1番3号福島法曹ビル307号森谷吉博法律事務所

相続財産清算人 弁護士 森谷 吉博

催告期間満了日 令和8年8月7日

福島家庭裁判所

令和7年（家）第30166号
静岡県静岡市駿河区馬渓1丁目11番22号
申立人 脇谷 正樹
本籍静岡県静岡市駿河区馬渓1丁目225番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区、死亡年月日令和6年3月7日頃、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和20年9月5日、職業不詳
被相続人 亡 大石 和枝
静岡県静岡市葵区伝馬町16-7 シルクスクエア本館3階 静岡向日葵法律事務所
相続財産清算人 弁護士 寺崎 翔己
催告期間満了日 令和8年8月10日
静岡家庭裁判所

令和7年（家）第40799号
神奈川県横浜市港南区港南4-2-10
申立人 横浜市港南福祉保健センター長 遠藤 寛子
本籍神奈川県横浜市南区清水ヶ丘193番地、最後の住所神奈川県横浜市港南区東芹が谷10番12号、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日推定令和5年9月21日から30日までの間、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和46年1月31日、職業不明
被相続人 亡 後藤 武生
事務所神奈川県横浜市中区相生町1-3モアグランド関内ビル4階
相続財産清算人 弁護士 佐賀 悅子
催告期間満了日 令和8年8月13日
横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40962号
横浜市中区山下町22番地
申立人 横浜市信用保証協会
本籍神奈川県横浜市中区根岸旭台20番地1、最後の住所山形県南陽市若狭郷屋755番地の9、登記記録上の住所横浜市中区根岸旭台20番地1旭台ハイツB棟308号室、死亡の場所山形県東置賜郡川西町、死亡年月日令和6年10月2日、出生の場所山形県東置賜郡吉野村、出生年月日昭和27年7月5日、職業不明
被相続人 亡 川合 務
事務所横浜市中区常盤町1丁目1番地宮下ビル2階
相続財産清算人 弁護士 長谷川範子
催告期間満了日 令和8年8月13日
横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40423号
東京都千代田区大手町1丁目9番4号
申立人 株式会社日本政策金融公庫
本籍北海道札幌市西区平和2条1丁目4番、最後の住所北海道江別市見晴台74番地の9、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日令和7年4月20日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和31年7月31日、職業不明
被相続人 亡 中野 正浩
事務所札幌市中央区大通西9丁目3-33キタコーセンタービルディング8階阿部・千崎・平田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 千崎 史晴
催告期間満了日 令和8年8月18日
札幌家庭裁判所

令和7年（家）第40434号
札幌市手稲区星置1条3丁目5番2-503号
申立人 伊藤 正美
本籍北海道札幌市北区新川西3条3丁目750番地39、最後の住所札幌市手稲区星置1条3丁目5番2-503号、死亡の場所北海道札幌市手稲区、死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所北海道空知郡芦別町、出生年月日昭和26年5月17日、職業保険代理店業
被相続人 亡 竹内 勝則
事務所札幌市中央区北1条西9丁目3番地27第三古久根ビル5階札幌あすかぜ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 仲田 亮
催告期間満了日 令和8年8月18日
札幌家庭裁判所

令和7年（家）第3199号
熊本市南区奥古閑町1949番地
申立人 荒木 清隆
本籍熊本県熊本市西区中原町2982番地、最後の住所熊本県熊本市西区中原町2982番地、死亡の場所熊本県熊本市西区、死亡年月日令和5年1月20日、出生の場所熊本県飽託郡中島村、出生年月日昭和29年6月13日、職業無職
被相続人 亡 岩崎 誠
熊本市東区西原1丁目22番40号
相続財産清算人 司法書士 山田佳代こと 橋本 佳代
催告期間満了日 令和8年7月19日
熊本家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年（家）第131号

千葉県千葉市美浜区高洲2丁目8番3棟208号
申立人 長谷川都美子
本籍北海道深川市二条2886番地、最後の住所北海道深川市以下不詳
不在者 樽本キヨエ
昭和2年3月13日生
届出期間満了日 令和8年5月15日
旭川家庭裁判所深川出張所

令和7年（家）第29号

秋田県由利本荘市東由利老方字吉野19番地市営住宅吉野団地7-1号
申立人 阿部 良
本籍秋田県由利本荘市東由利法内字十二ノ前33番地、最後の住所秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地2
不在者 阿部 仁
昭和21年9月1日生
届出期間満了日 令和8年4月27日
秋田家庭裁判所本荘支部

令和7年（家）第285号

茨城県牛久市猪子町992番地747
申立人 小野沢和子
本籍茨城県牛久市柏田町3039番地41、最後の住所茨城県牛久市柏田町3039番地41
不在者 小野沢親政
昭和11年6月24日生
届出期間満了日 令和8年4月24日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和7年（家）第6555号

千葉市若葉区貝塚町486番地1(有)京葉土建
申立人 高野 健一
本籍福島県いわき市小名浜岡小名字小館3番地1、最後の住所東京都墨田区東向島1丁目11番13号ハイツ深町101
不在者 木田 幸一
昭和45年1月28日生
届出期間満了日 令和8年4月23日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第8547号

埼玉県さいたま市西区宮前町1062番地36
申立人 森下裕美子
本籍千葉県山武市松ヶ谷イ2254番地、最後の住所不明
不在者 尾高 國子
昭和18年3月7日生
届出期間満了日 令和8年4月23日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和6年（家）第305号

本籍長野県北安曇郡池田町大字池田1910番地1、最後の住所長野県北安曇郡松川村5721番地2155
不在者 小山 賢一
昭和63年11月20日生
令和7年12月19日失踪宣告審判確定
長野家庭裁判所松本支部裁判所書記官

令和6年（家）第4266号

本籍大阪府豊中市桜の町6丁目7番、最後の住所大阪市西淀川区御幣島6丁目1番16号
不在者 藤下 翔司
昭和57年3月16日生
令和7年12月24日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第831号

本籍大阪府吹田市朝日町1000番地、最後の住所大阪市東淀川区大桐3丁目9番16号
不在者 横井 由佳
昭和44年3月5日生
令和7年12月24日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第937号

本籍大阪府豊中市庄内東町3丁目102番地、最後の住所大阪府豊中市庄内東町3丁目99番地
不在者 木村音治郎
明治32年12月25日生
令和7年12月24日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第10075号

本籍和歌山県田辺市芳養松原1丁目1108番地、最後の住所和歌山県田辺市芳養町1108番地
不在者 汐崎 芳夫
昭和5年3月9日生
令和7年12月24日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所田辺支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年（家）第818号

本籍鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田854番地
82、住所埼玉県戸田市美女木7-16-12森田ハイツ103

申立人（失踪者） 鎌田 政志

昭和38年4月16日生

令和7年12月24日失踪宣告取消審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第3570号

本籍大阪府大阪市淀川区木川東1丁目23番地、住所大阪市中央区和泉町1-2-12谷四パークヴィラ303

申立人（失踪者） 渡邊 一彦

昭和31年12月11日生

令和7年12月24日失踪宣告取消審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年（へ）第1号

北海道勇払郡むかわ町穂別5番地6

申立人 星 幸子

権利の届出の終期 令和7年12月19日

令和7年12月24日 苦小牧簡易裁判所
(別紙) 目 錄(1)土地 北海道勇払郡むかわ町穂別稲里44番1
山林 113万3169平方メートル(2)登記年月日番号 札幌法務局苦小牧支局昭和7
年8月6日受付第466号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和7年8月4日設定

目的 樹木伐採のため

存続期間 昭和13年8月4日まで

地代 なし

地上権者 勇払郡鶴川村大字萌別村3番地
大川原コビサントク

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第874号

千葉県柏市若柴69番地の1

債務者 有限会社柏マキワ水産

代表者取締役 加藤 司

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 善明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時

岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第186号

富山県高岡市清水町3丁目5番9号

債務者 清水興業株式会社

代表者代表取締役 高田 雅彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 克己
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時10分

東京地方裁判所立川支部民事第4部
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第348号

福井県坂井市春江町中筋第39号16番地2

債務者 吉田 治郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上坂 篤
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第469号

静岡県浜松市中央区本郷町1315番地の5カ一ムズスキ101号室

債務者 赤堀美由紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 恵祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日前4時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年（フ）第1053号

神戸市兵庫区塚本通5丁目2番18-201号、
従前の住所神戸市長田区日吉町2丁目1番
2-318号

債務者 お魚次朗こと 石田 直至

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日前3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鎌田 裕代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

神戸地方裁判所第3民事部

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第505号

岐阜県瑞穂市重里548番地3

債務者 有限会社串商事運輸

代表者取締役 串 治美

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上村 剛
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日前1時30分

岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第140号

富山地方裁判所高岡支部

債務者 有限会社川田石油

代表者代表取締役 川田 一博

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 植松 浩司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日前11時30分

富山地方裁判所高岡支部

令和7年（フ）第211号

高松地方裁判所民事部破産・再生係

債務者 有限会社康宣会

代表者取締役 矢藤 記康

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 圭只
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日前1時30分

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第2097号

釧路地方裁判所帶広支部破産係

債務者 株式会社L. B. P

代表者代表取締役 藤田 一郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日前3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鎌田 裕代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

令和7年(フ)第346号 徳島県徳島市津田町2丁目9番32号 債務者 張 俊二 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤研一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川みな美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 佐賀地方裁判所民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2360号 札幌市西区西町北5丁目3番1-402号 債務者 金谷 吉晃 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大嶋 一生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木葉 文子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 力丸 哲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野中 泰行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第301号 福島県郡山市熱海町上伊豆島字前田24番地の1 債務者 添田 燐(旧姓鷗原) 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川 啓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇佐美達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 哲志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 美奈子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第360号 佐賀市鍋島3丁目2番4号 1F、前住所福岡市東区菅松4丁目24番9-102号 フローレンス貝塚 債務者 秋永 清文 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小畠雄一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土井 洋佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土井 洋佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第402号 佐賀県鳥栖市曾根崎町1047番地8 シャトルコーポB102 債務者 川良 剛	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠原基也	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 時規	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保佑一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第330号 佐賀市久保田町大字久富466番地 債務者 水山 保行	令和7年(フ)第2347号 北海道恵庭市中島町6丁目10番地3 (エクセレンス202号) 債務者 伊東みゆき 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木葉 文子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2412号 北海道千歳市東雲町2丁目5番地 イーストヴィラ8号 債務者 菅原 信行 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 哲志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2163号 さいたま市中央区円ア弥2丁目6番19-207号 債務者 今井麻里乃(旧姓齋藤・掛水) 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 美奈子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第815号 静岡県藤枝市稻川1丁目11番23号 リバティ稻川102号、旧住所静岡市葵区新間877番地の8 債務者 佐藤 秀光 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇佐美達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第922号 名古屋市名東区西山本通3丁目21番地 本通マンション201号、従前の住所名古屋市名東区高針荒田2201番地の1 債務者 あらた接骨院こと 笹野 博嗣 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇佐美達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第2188号 埼玉県南埼玉郡宮代町本田3丁目4番17号 プロムナードヴィラ101号 債務者 佐藤 紀子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	
令和7年(フ)第1472号 札幌市西区発寒13条4丁目1番10号 シーマ134-305号 債務者 村上 敦哉 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関口 和矢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第352号 盛岡市天神町4番8-104号 債務者 長谷川雅希 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠原基也	令和7年(フ)第2904号 愛知県豊明市二村台1丁目29番地4 C S コーポ102号、従前の住所愛知県豊明市二村台3丁目5番地 豊明団地37棟104号 債務者 森本 勝利 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 時規	令和7年(フ)第2232号 埼玉県戸田市喜沢2丁目38番地の18 グランメール301号室 債務者 武田雨記こと 楊 堂磊 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保佑一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第246号

奈良県桜井市大字芝4番地の7

債務者 建築工務エケンこと 上田 賢治
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 林 揚子4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月13日午後1時20分
5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第311号奈良県橿原市小房町13番29号 小房荘2号、
前住所奈良県橿原市田中町507番地債務者 吉田 慶子
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高島健太郎4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月13日午後1時35分
5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第335号福井市つくも2丁目6番6号 アシスト第2
福井マンション501、旧住所福井県鯖江市鳥
羽3丁目6番5号 アーバンライフ鳥羽.
203債務者 廣田 優一
1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 今井 康人4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月14日前10時5分
5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第344号福井市明里町10番26号 グランドシティ足羽
401債務者 山下 典和
1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊賀 弘4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月14日前10時15分
5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第71号長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2006番地10
債務者 德武 陽子

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 太田 明良
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月8日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
- 長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第6354号大阪市東淀川区東中島1丁目4番4-106号
債務者 合田 章真
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。3 破産管財人 弁護士 向井 雄紀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月16日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第787号埼玉県八潮市大字八條3873番地
債務者 石井 光雄
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。3 破産管財人 弁護士 宮下 智之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月17日前10時20分
5 免責意見申述期間 令和8年4月3日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第321号愛知県江南市後飛保町神明野22番地
債務者 坪井 良将
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。3 破産管財人 弁護士 加藤 友文
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月17日前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第230号新潟県十日町市田中町西24番地
債務者 小川 義弘
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。3 破産管財人 弁護士 高橋 俊介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月21日前11時50分
5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第191号**令和7年(フ)第191号**岐阜県揖斐郡揖斐川町上野849番地2、前住
所岐阜市西河渡3丁目47番地1ウエストリ
バーF102号室、岐阜市都通2丁目2番地本
郷ハイツ602号室
債務者 竹中 里佳 (旧姓黒田)1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。3 破産管財人 弁護士 加藤 純介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年5月20日前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第575号宮崎市大字島之内3362番地2
債務者 鈴木 文子
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30
分2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷口 純一
4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第102号三重県志摩市阿児町甲賀3510番地
債務者 浦口 一平1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。3 破産管財人 弁護士 室木 徹亮
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月22日前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第388号岩手県八幡平市平館第28地割154番地3
債務者 大巻 敦嗣1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。3 破産管財人 弁護士 東海林智惠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月27日前1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第409号佐賀県多久市多久町2252番地
債務者 古賀 公彦1 決定年月日時 令和8年1月6日前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。3 破産管財人 弁護士 金丸 祥子
4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第587号宮崎市日ノ出町29番地2 カーサプラシード
II101号、住民票上の住所宮崎市永楽町120番
地1 メゾンセンチュリー401号
債務者 坂本 賢一
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30
分2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 仲林 茂樹
4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで大阪府高槻市城南町1丁目15番14号 メゾン
アサヒII304号
債務者 岸田 佳明
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。3 破産管財人 弁護士 仲林 茂樹
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間	<p>令和7年(フ)第3078号 愛知県豊明市阿野町稲葉75番地11 ピアメゾン稲葉307号 債務者 松本 幸大 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで</p> <p>令和7年(フ)第2206号 埼玉県新座市野寺2丁目6番16号 アトラクションホーム新座野寺 債務者 鷺谷 珠咲 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p> <p>令和7年(フ)第3095号 名古屋市千種区千種3丁目11番2号 セザール今池212号、住民票上の住所名古屋市千種区今池1丁目16番20号 三旺マンション第1千種302号 傾債務者 金本 和也 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで</p> <p>令和7年(フ)第2249号 埼玉県川口市柳崎1丁目12番3-501号 県営柳崎第二住宅 傾債務者 坂巻 重美 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p> <p>令和7年(フ)第396号 代替住所A(旧住所群馬県佐波郡玉村町大字小泉179番地1 ハイツフレンド玉村小泉F101) 傾債務者 小林 恒佳 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで</p> <p>令和7年(フ)第2262号 埼玉県幸手市栄1番2-204号 傾債務者 三枝美代子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p> <p>令和7年(フ)第425号 群馬県前橋市総社町総社1723-5 グループホームふおりすと、住民票上の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田908番地 ハイツユートピアB棟101号 傾債務者 後藤 健司 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p> <p>令和7年(フ)第2274号 埼玉県上尾市大字原市1121番地1 上尾沼南ヒルズ住宅103 傾債務者 中野 松江 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p>
---------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年(フ)第807号	埼玉県草加市稻荷4丁目26番22-201号 債務者 野口 スーセット フエ バカルソ 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第822号	埼玉県草加市西町200番地1 債務者 高島 義則 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第823号	埼玉県草加市西町200番地1 債務者 高島喜代美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第833号	埼玉県越谷市大字三野宮560番地 フォレストガーデン106 債務者 五十嵐 梓(旧姓関根) 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第864号	埼玉県春日部市柏壁東6丁目11番12号、旧住所埼玉県草加市花栗1丁目12番25-101号 債務者 福島 巧 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第221号	千葉県東金市北之幸谷502番地5 ドリーム東金2棟202 債務者 下浦 佳奈 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第708号	相模原市中央区上溝3985番地16 債務者 沼澤 杏実 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第2593号	横浜市中区柏葉67番地 債務者 渡邊 辰尚 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第385号	群馬県伊勢崎市赤堀今井町2丁目1067番地303 債務者 石原華緒里 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第2926号	横浜市瀬谷区南台2丁目4番地の1 南台ハイツB28棟105号 債務者 近藤 優子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第421号	群馬県前橋市西片貝町4丁目17番地15 シティパレス西片貝 309号 債務者 堀 貴雅 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第678号	相模原市南区麻溝台4丁目1番19号 債務者 大崎 秀樹 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第184号	千葉県大網白里市みどりが丘4丁目44番地15 債務者 亀崎 玲子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第721号	相模原市中央区東淵野辺5丁目17番1号 ウイング相模原II-205 債務者 國重 賢成 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第99号	新潟県加茂市松坂町9番8号 債務者 五十嵐世志美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第120号	岐阜県土岐市肥田町肥田2736番地の3 ライゼンパーク 1-203号 債務者 岡庭 咲子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 新潟地方裁判所三条支部	令和7年(フ)第259号	福岡県久留米市城島町江上上279番地4 債務者 高田 陸男 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第328号	福岡県久留米市安武町安武本1746番地10 野口勇次方 債務者 毛利 玲菜 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第332号	福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋1087番地4 グリーンハウス大刀洗B-202 債務者 榎田亜希子 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第339号	福岡県久留米市善導寺町与田349番地2 債務者 梶原麻衣花(旧姓谷村) 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第98号	北海道登別市登別温泉町247番地 登別温泉団地2-262、前住所宮城県仙台市青葉区宮町1丁目4番38-202号 債務者 大塚 悠生 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年(フ)第102号	北海道登別市若草町2丁目4番地8 2F 債務者 和泉 晓 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係
令和7年(フ)第435号	盛岡市中央通3丁目3番24-806号 債務者 白沢 野乃 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第437号	盛岡市厨川2丁目20番6-302号 債務者 坂本久美子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第231号	群馬県館林市赤土町798番地の3 エヌティイコーポー101、前住所群馬県館林市松沼町5番4号 高根県営住宅D-161 債務者 富岡 理恵 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第216号	北海道帯広市東2条南25丁目2番地2 高玉マンション205号 債務者 小原 理 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係
令和7年(フ)第396号	盛岡市志家町13番19-302号 債務者 鈴木 健勝 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第2283号	東京都狛江市猪方3丁目14番7号ラーキハイネス101 債務者 平井 元気 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第2324号	東京都日野市栄町5丁目7番地の29MKハイツ105 債務者 岡村美佳こと 蘆熙元 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

破産手続廃止

令和7年(フ)第1217号	千葉県市川市妙典4丁目3番27-505号(ウェルセット) 破産者 岡村 誠治 1 決定年月日 令和8年1月5日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1425号	千葉県習志野市藤崎4丁目16番23号 ハイクレスト津田沼202号 破産者 斎藤 綾香(旧姓鈴木) 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第390号	札幌市北区北29条西6丁目1番15号 破産者 株式会社ファーシル 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第93号	千葉県富里市十倉433番地43 破産者 井上 聰 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第1446号
 千葉県市原市姉崎2274番地1 レオパレスサンハイツイトウ
 破産者 池田 恒史
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第2400号
 大阪市浪速区日本橋東3丁目15番1号
 破産者 TMX株式会社
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2404号
 堺市堺区南向陽町2丁3番26号
 破産者 株式会社アーステック
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2405号
 大阪市浪速区日本橋東3丁目15番1号
 破産者 株式会社日本メタルコーポレーション
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続廃止及び免責許可決定
令和6年(フ)第223号
 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2236番地6
 ファーストイントインコーポアイ201号
 破産者 吉田 賢
 1 決定年月日 令和7年12月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和6年(フ)第224号
 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2063番地1
 破産者 吉田 政子
 1 決定年月日 令和7年12月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第1044号
 札幌市豊平区西岡2条11丁目23番12号
 破産者 清水惠七郎
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1605号
 札幌市白石区栄通1丁目12番3—106号
 破産者 岡本泰成こと 姜 泰成
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1714号
 札幌市北区拓北5条3丁目10番18号 クラージュ拓北A102号
 破産者 田中 秀樹
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2889号
 大阪市生野区生野東4丁目8番19号 エターナルステージ 205号、事業所所在地大阪市生野区林寺2—3—1 ルミエール阪越2階
 破産者 かなうみ歯科医院こと金珉浩こと 金 海 浩
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第280号
 兵庫県西宮市上之町23番53号ワイズ上之町102号、前住住所兵庫県西宮市高木西町3番19号シャトルクローバー201号
 破産者 岡橋 寛之
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第226号
 沖縄県沖縄市高原3丁目14番19号(開始決定時の住所) 沖縄県うるま市字兼箇段1433番地3
 破産者 仲宗根真治
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第140号
 宮城県大崎市岩出山字下金沢201番地2 ビレッジハウス岩出山2号棟508号
 破産者 濱田 浩二
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第33号
 富山市田中町1丁目6番59—201号 アシスト富山マンション、開始決定時の住所富山市新庄町2丁目2番39号
 破産者 鍋田 幸雄
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第125号
 富山県射水市三ヶ1190番地1 オルテンシア105
 破産者 橋本 陽亭

1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第138号
 富山県高岡市あわら町6番40—101号 fふおるて広小路
 破産者 後谷真希子
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第364号
 宮崎市吉村町浮之城甲54番地4 ミーテⅡ101号
 破産者 和田孝一朗
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 宮崎地方裁判所破産係
破産手続終結
令和7年(フ)第38号
 長崎県東彼杵郡波佐見町井石郷1522番地
 破産者 株式会社モッコ
 1 決定年月日 令和7年12月26日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和5年(フ)第45号
 秋田県由利本荘市大鍬町203番地の2
 破産者 本荘酒販協同組合
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 秋田地方裁判所本荘支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和7年(フ)第29号

広島県竹原市吉名町45番地8

破産者 坂本 君和

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第82号

群馬県前橋市青柳町89番地3

破産者 飯野 真史

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第263号

大阪府岸和田市南町35番11号

破産者 根来 和代

1 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで

2 一般調査期日 令和8年4月13日午後1時30分

令和8年1月6日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和5年(フ)第634号

兵庫県明石市二見町西二見駅前4丁目40番地

リアンレーヴ明石、開始決定時の住所兵庫県芦屋市浜町11番27号

破産者 行松 正晴

1 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで

2 一般調査期日 令和8年2月20日午前10時30分

令和8年1月7日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和5年(フ)第275号

三重県鈴鹿市長太旭町2丁目16番29号、開始

決定時の住所三重県鈴鹿市長太旭町5丁目3番28号 ファミユ・レイ102

破産者 金松 力

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月4日午前10時

令和8年1月8日 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第58号

愛知県一宮市浅井町小日比野字古川筋62番地

破産者 服部 高幸

1 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで

2 一般調査期日 令和8年3月18日午前10時30分

令和8年1月7日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第1410号

大阪市中央区久太郎町2丁目5番10号

破産者 株式会社イントゥC o r p .

1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで

2 一般調査期日 令和8年4月13日午後2時

令和8年1月7日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1411号

大阪市東住吉区針中野3丁目7番11号、前住所大阪市東住吉区鷹合2丁目13番6号

破産者 小村 昇平

1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで

2 一般調査期日 令和8年4月13日午後2時

令和8年1月7日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第27号

新潟県柏崎市柳橋町6番30号

破産者 有限会社高橋節雄商店

1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで

2 一般調査期日 令和8年4月23日午前11時

令和8年1月8日

新潟地方裁判所長岡支部破産係

債権者集会招集

令和5年(フ)第82号

石川県加賀市動橋町口の24番地、商業登記簿上の本店所在地石川県加賀市動橋町イの87番地

破産者 株式会社ティーズコーポレーション

1 期日 令和8年3月17日午前11時

2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告

令和8年1月8日 金沢地方裁判所小松支部

令和7年(フ)第4229号

大阪市西区北堀江4丁目2番24-211号

破産者 森田 由美

1 期日 令和8年3月2日午後1時50分

2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告

令和8年1月6日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第121号

宮崎市佐土原町西上那珂2922番地

破産者 日高 恵子

異議申述期間 令和8年2月19日まで

令和8年1月8日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第1734号

千葉市美浜区幸町2丁目16番8棟214号

破産者 伊藤 拓也

異議申述期間 令和8年2月20日まで

令和7年12月26日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1665号

千葉県浦安市猫実5丁目6番26-305号

ラ・グランヴィア

破産者 足立 翔

異議申述期間 令和8年2月24日まで

令和8年1月6日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1779号

千葉県船橋市宮本3丁目1番16-102号

破産者 岡田 秀幸

異議申述期間 令和8年2月25日まで

令和8年1月6日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1675号

千葉市美浜区高洲4丁目5番3棟1014号

破産者 福田 信子

異議申述期間 令和8年2月26日まで

令和8年1月6日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1629号

千葉市緑区高田町1784番地2 からはーい

破産者 木村 勝信

異議申述期間 令和8年2月27日まで

令和8年1月6日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第394号

東京都渋谷区神宮前3-1-24 ソフトタウン青山121号室、(前住所) 大阪府岸和田市加守町1丁目5-3-508、住民票上の住所北海道千歳市あずさ3丁目9番4号

破産者 シュタクデザインラブこと 宮岡 寛

恵

異議申述期間 令和8年3月2日まで

令和8年1月5日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第505号

大阪府泉大津市なぎさ町1番15-2-1206号、前住所大阪府泉大津市要池住宅7番805号

破産者 小木曾真波

異議申述期間 令和8年3月2日まで

令和8年1月5日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第1007号

仙台市太白区富沢西3丁目6番地の6

破産者 沼田 善子

異議申述期間 令和8年3月4日まで

令和8年1月7日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1094号

仙台市太白区青山2丁目11番15号

破産者 佐藤 吉秋

異議申述期間 令和8年3月4日まで

令和8年1月7日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第4200号

大阪府豊能郡豊能町光風台1丁目1番地の16

破産者 秦 美和子

異議申述期間 令和8年3月4日まで

令和8年1月7日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第228号
 長崎県長崎市布巻町165番地1 三和中央病院
 破産者 山本 静子
 異議申述期間 令和8年3月5日まで
 令和8年1月8日
 長崎地方裁判所民事部破産係

免責審尋期日

令和7年(フ)第5477号
 東京都江戸川区西葛西6丁目24-1-102
 破産者 デシュパンデ マヘシュ ナラヤナラオ
 審尋期日 令和8年3月16日午後2時
 令和8年1月5日
 東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第3036号
 大阪府吹田市青山台4丁目9番8号
 清算株式会社 株式会社ハローウインズ
 代表清算人 森本 光
 1 決定年月日 令和7年12月26日
 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第1001号
 島根県益田市本町3番30号
 清算株式会社 株式会社右田本店
 代表清算人 右田 明
 1 決定年月日 令和7年12月26日
 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

松江地方裁判所益田支部

特別清算開始協定可

令和7年(ヒ)第101号
 茨城県水戸市住吉町284番地の1
 清算株式会社 株式会社シーズ
 代表清算人 市毛 由之
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 次の協定を認可する。
協定
 1 協定債権の免除
 協定債権(特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息、遅延損害金を含む。)については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。

2 新たな財産が発見された場合の取扱い
 前記1記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であつて、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められる場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者(株式会社日本政策金融公庫を除く。)の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前記1に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

以上

水戸地方裁判所民事部

更生手続開始

令和7年(ミ)第4号
 大阪府岸和田市宮本町10番12号
 更生会社 株式会社都エンタープライズ
 代表者代表取締役 榎野川優子
 1 決定年月日時 令和7年12月31日午前10時
 2 主文 株式会社都エンタープライズについて更生手続を開始する。
 3 管財人 奥津 周
 4 更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社(従前の代表者)に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
 5 更生債権又は更生担保権の届出期間 令和8年2月16日まで
 6 更生債権又は更生担保権の一般調査期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ミ)第5号
 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目39番8号
 更生会社 マツオインターナショナル株式会社
 代表者代表取締役 松尾 憲久
 1 決定年月日時 令和7年12月31日午前10時
 2 主文 マツオインターナショナル株式会社について更生手続を開始する。
 3 管財人 中森 亘
 4 更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社(従前の代表者)に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。

5 更生債権又は更生担保権の届出期間 令和8年2月20日まで
 6 更生債権又は更生担保権の一般調査期間 令和8年4月8日から令和8年4月22日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ミ)第6号

大阪市西区阿波座1丁目4番14号

更生会社 松尾産業株式会社

代表者代表取締役 松尾 憲久

- 1 決定年月日時 令和7年12月31日午前10時
- 2 主文 松尾産業株式会社について更生手続を開始する。

3 管財人 中森 亘

4 更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社(従前の代表者)に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。

5 更生債権又は更生担保権の届出期間 令和8年2月20日まで

6 更生債権又は更生担保権の一般調査期間 令和8年4月8日から令和8年4月22日まで

大阪地方裁判所第6民事部

更生手続終結**令和2年(ミ)第1号**

宮城県石巻市西浜町1番地2

更生会社 株式会社ヤマニシ

管財人 鈴木 正己

- 1 決定年月日 令和7年12月26日
- 2 主文 本件更生手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

監督命令**令和8年(再)第1号**

東京都文京区本駒込4丁目41番4号

再生債務者 ジュピターコーヒー株式会社

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル7階 濱田法律事務所 弁護士 川瀬 庸爾

令和8年1月5日 東京地方裁判所民事第20部

監督命令変更**令和7年(再)第24号**東京都港区六本木7丁目15番7号
 再生債務者 株式会社オルツ

主文 頭書事件につき、当裁判所が令和7年7月30日にした監督命令を次のとおり変更する。
 再生債務者が上記監督命令第4項に掲げる(2)及び(6)に記載の行為をするには、再生計画認可決定があった後も監督委員の同意を得なければならない。

令和8年1月6日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再イ)第28号**長崎県佐世保市京坪町5番10号 ピバシティ
 京坪 705

再生債務者 浅川 成也

- 1 決定年月日時 令和7年12月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月13日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

令和7年(再イ)第78号

兵庫県尼崎市東難波町3丁目3番5号

再生債務者 アマロコ整体院こと 山田 義隆
 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月3日から令和8年2月17日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第214号埼玉県加須市向古河168番地8 リビング上
 谷B棟101号

再生債務者 烏海 潤

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月18日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第233号
 千葉県八千代市ゆりのき台1丁目22番地1
 ヴェルドミールゆりのき台408
 再生債務者 伊藤 誠
 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで
 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月25日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第41号
 千葉県袖ヶ浦市奈良輪319番地 つばさガーデン奈良輪401号
 再生債務者 附田 海斗
 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで
 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月25日まで

千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(再イ)第25号
 岐阜県多治見市笠原町4024番地の391
 再生債務者 加藤 修一
 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで
 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月25日まで

岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(再イ)第318号
 名古屋市瑞穂区田辯通6丁目7番地の1 ブランズ瑞穂公園東1401号
 再生債務者 森 文人
 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで
 4 一般異議申述期間 令和8年2月4日から令和8年2月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第351号
 名古屋市中区丸の内3丁目10番6号 プレサンスロジエ丸の内PRIMECAS A1201号
 再生債務者 安達 智洋

1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月4日から令和8年2月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第14号

青森県五所川原市字鎌谷町506番地8
再生債務者 松橋由美子

1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和7年（再イ）第110号

静岡県焼津市石津中町12番地の5
再生債務者 小泉 恵介

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月19日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第33号

山口県下関市秋根上町2丁目8番1-103号
アンソレイエ
再生債務者 葉石 剛

1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

山口地方裁判所下関支部再生係

令和7年（再イ）第88号

栃木県鹿沼市上殿町155番地7
再生債務者 大塚 光

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年2月24日まで

令和7年(再イ)第537号
東京都荒川区町屋1-14-7-201
再生債務者 山崎涼太郎

1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月9日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第62号
茨城県鉾田市梶山1944番地10
再生債務者 小倉 和樹

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで

水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第31号
茨城県筑西市直井1299番地2
再生債務者 齊藤 龍

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(再イ)第84号
栃木県鹿沼市見野1207番地30
再生債務者 平井 達則

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月25日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第535号
東京都江戸川区中葛西3-26-2-102
再生債務者 石井 寿典

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第557号

東京都豊島区南大塚1-28-7 メゾンシマ
2 201号

再生債務者 川井 幸輔

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第571号

東京都世田谷区大原2-15-7-102

再生債務者 古俣 一樹

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第572号

東京都八王子市大楽寺町125-6

再生債務者 山下 喜仁

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第577号

東京都足立区伊興2-9-20-101

再生債務者 廣田 徳幸

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで

令和7年（再イ）第12号 山梨県上野原市大倉498番地 再生債務者 細田 一希 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで 甲府地方裁判所都留支部再生係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第576号 東京都練馬区旭丘1-62-20-203 再生債務者 庄野 尚芳 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月11日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
令和7年（再イ）第61号 大分市東大道1丁目8番15-707号 カサベルデ駅南 再生債務者 秋月 伸一 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第50号 茨城県つくば市上ノ室3569番地3 再生債務者 柴崎 清 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月11日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第582号 東京都足立区東綾瀬2-16-11 ヴィレヂハピネス3A棟206 再生債務者 小林 祐介 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第64号 群馬県前橋市富田町1688番地149 再生債務者 高林 昇悟 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第63号 鹿児島市東坂元4丁目70番3号 再生債務者 吉崎 淳 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和7年（再イ）第17号 茨城県神栖市奥野谷265番地2 再生債務者 仲内 俊和 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月11日まで 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年（再イ）第28号 島根県松江市長海町353番地 再生債務者 能海 偵司 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第150号 東京都あきる野市二宮東1丁目1番地17 再生債務者 関本 宏幸 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第2号 北海道稚内市富岡2丁目1番19-305号 スターハイツ 再生債務者 近江 竹志 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年2月25日まで 旭川地方裁判所稚内支部	令和7年（再イ）第564号 東京都清瀬市竹丘2-3-4 再生債務者 辻 大二郎 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月11日まで 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年（再イ）第25号 岩手県花巻市松園町390番地12 再生債務者 小原 裕美 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日まで 松江地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第152号 東京都立川市曙町2丁目28番15号サンライズ立川303号 再生債務者 西村 黙 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（再イ）第147号 宮城県名取市小塙原字西中塙418番地の1 再生債務者 洞口 由紀	令和7年（再イ）第575号 東京都板橋区南常盤台1-24-7-305 再生債務者 阿部慎太郎 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月11日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第37号 茨城県龍ヶ崎市野原町22番地 再生債務者 湯原 渡 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年（再イ）第17号 新潟県上越市幸町3番2号 再生債務者 貝川 雅彦 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで 新潟地方裁判所高田支部

令和7年(再イ)第33号 石川県河北郡津幡町字能瀬ハ117番地3 再生債務者 山崎 忍 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで 金沢地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第44号 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島348番地 再生債務者 三國 智貴 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第48号 宮崎市東宮2丁目158番地 再生債務者 川越 進一 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月27日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和7年(再イ)第192号 東京都江戸川区西一之江2-5-15 再生債務者 市原 幸子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第15号 石川県小松市串町南129番地1 再生債務者 中谷 茂樹 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで 金沢地方裁判所小松支部	令和7年(再イ)第15号 福岡県八女市室岡776番地7 再生債務者 江田 貴子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで 福岡地方裁判所八女支部個人再生係	令和7年(再イ)第6号 茨城県神栖市波崎7903番地4 再生債務者 星野 泰幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月21日まで 令和8年1月7日 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年(再イ)第229号 東京都世田谷区弦巻2-5-13 再生債務者 立石 郁 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第46号 静岡県富士宮市外神東町163番地の6 再生債務者 鈴木 太一 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月24日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和7年(再イ)第54号 佐賀県鳥栖市蔵上2丁目263番地 再生債務者 石川 晃基 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(再イ)第44号 千葉県印西市草深2512番地32 再生債務者 虎川 寿 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月21日まで 令和7年12月26日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年(再イ)第324号 東京都中央区日本橋蛎殻町1-9-9-805 再生債務者 影澤 啓美 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第37号 広島県福山市引野町5丁目46番8-201号 再生債務者 佐々木涼太 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(再イ)第1号 熊本県上益城郡山都町今379番地3 再生債務者 堀 幸平 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで 熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係	令和7年(再イ)第59号 千葉県印西市小林大門下3丁目3番地4 再生債務者 國枝 祐樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月21日まで 令和7年12月26日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年(再イ)第388号 東京都杉並区阿佐谷南1-17-25-202 再生債務者 小林 哲也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第10号 千葉県夷隅郡大多喜町横山1094-9 再生債務者 藤江 康雅 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第10号 千葉県夷隅郡大多喜町横山1094-9 再生債務者 藤江 康雅 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第391号 東京都足立区小台2-24-20 再生債務者 船場 大 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部	

令和7年(再イ)第403号 東京都大田区南六郷3-8-15 再生債務者 澤田 政治 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第390号 東京都新宿区原町1-10-4-601 再生債務者 宮本 杏(旧姓田中) 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第31号 茨城県石岡市北府中1丁目13番36号 再生債務者 成田 有志 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年(再イ)第254号 愛知県東海市荒尾町見晴60番地の1 アイリ スガーデン101号室 再生債務者 古谷 亮介 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第418号 東京都中野区鷺宮3-41-19 TOKYO β 都立家政3 204 再生債務者 鈴木 里奈 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第393号 東京都羽村市神明台3-33-72-102 再生債務者 星川 里士 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第50号 茨城県水戸市平須町1540番地の8 再生債務者 加藤 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 水戸地方裁判所	令和7年(再イ)第5号 山形県鶴岡市下川字閑根260番地3 再生債務者 横山 友浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月8日 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(再イ)第421号 東京都八王子市大和田町1-34-69 再生債務者 高橋 伸明 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第399号 東京都墨田区業平1-11-9-404 再生債務者 藤井 俊樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第50号 埼玉県越谷市南町3丁目4番24号 フェリー チエカーサ201 再生債務者 大濱 広樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年(再イ)第22号 千葉県松戸市小金原3丁目18番地 小金原団 地9棟505号 再生債務者 岡田 勇貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月8日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(再イ)第448号 東京都杉並区高井戸東4-10-2-105(住 民票上の住所) 新潟県新発田市住吉町4- 12-20 再生債務者 朝妻 光宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第406号 東京都葛飾区西亀有1-12-3-207 再生債務者 佐々木 慎 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第27号 富山市千成町33番16号 再生債務者 山田 達彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 富山地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第41号 群馬県前橋市石倉町1丁目4番地3 再生債務者 浅利 英児 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月8日 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第165号 千葉県船橋市小室町5043番地6 再生債務者 伊達 穎之 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第434号 東京都足立区保木間4-50-13-402 再生債務者 喜佐美光司 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 26日まで 令和8年1月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第222号 愛知県知多郡阿久比町陽なたの丘1丁目23番 地 再生債務者 藤嶋 広宣 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第42号 群馬県伊勢崎市小泉町164番地2 再生債務者 川島 龍斗 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月8日 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第39号 埼玉県深谷市上柴町西1丁目4番地8 シーダータウン402号 再生債務者 小林 夏樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月7日 さいたま地方裁判所熊谷支部 令和7年（再イ）第45号 埼玉県熊谷市妻沼1456番地3 Sprout 妻沼203 再生債務者 長田 るみ 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月7日 さいたま地方裁判所熊谷支部 令和7年（再イ）第96号 東京都町田市成瀬台2丁目9番地2 再生債務者 石田 勇介 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（再イ）第19号 岐阜県中津川市茄子川1671番地50 アルトラマンション中垣外101（住民票上の住所）岐阜県恵那市上矢作町下159番地1 再生債務者 長谷川真子 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 岐阜地方裁判所多治見支部 令和7年（再イ）第20号 岐阜県恵那市上矢作町下159番地1 再生債務者 長谷川絹代	1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 岐阜地方裁判所多治見支部 令和7年（再イ）第17号 岐阜県可児市禅台寺6丁目75番地 再生債務者 太田 雄基 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 岐阜地方裁判所御嵩支部 令和7年（再イ）第40号 静岡県御殿場市山之尻840番地の17 再生債務者 松山 武弘 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年（再イ）第45号 静岡県浜松市中央区桜台2丁目21番6号 再生債務者 山口 一也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 静岡地方裁判所浜松支部再生係 令和7年（再イ）第38号 佐賀県小城市三日月町長神田2021番地1 ブレミアムガレージ長神田 J号 再生債務者 成富 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年（再イ）第74号 大阪府岸和田市並松町6番16号（事業所所在地）大阪府岸和田市土生町2-26-20 再生債務者 癒しハウスもみとこと 辻林 良幸	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月2日まで 令和8年1月5日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年（再イ）第26号 石川県河北郡津幡町字緑が丘2丁目193番地 再生債務者 松澤伊通子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月3日まで 令和8年1月8日 金沢地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第79号 大阪府泉南市信達牧野1549番地の17 再生債務者 三好建設こと 三好 信幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月3日まで 令和8年1月6日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年（再イ）第26号 群馬県安中市大竹859番地3 再生債務者 藤巻 翔生 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで 令和8年1月7日 前橋地方裁判所高崎支部 令和7年（再イ）第97号 埼玉県日高市大字高萩127番地1 レジデンスクローバー101号 再生債務者 和久津大飛 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで 令和8年1月7日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年（再イ）第19号 大阪府枚方市西牧野3丁目2番10号 再生債務者 興梠 孝洋	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで 令和8年1月7日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第416号 大阪府箕面市栗生間谷東2丁目24番5-205号 再生債務者 若松 崇志 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで 令和8年1月7日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第427号 大阪府門真市東江端町12番25-209号（前住所 山口県岩国市川下町1丁目9番40-204号） 再生債務者 辻田 順治 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで 令和8年1月7日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第470号 大阪市東住吉区針中野3丁目9番2号 ミニ参番館 201号 再生債務者 アクシスこと 河合 政弘 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで 令和8年1月7日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第509号 大阪府四條畷市中野2丁目1番43号 リバティイサワだ202 再生債務者 德田有美子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月4日まで 令和8年1月7日 大阪地方裁判所第6民事部
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年（再イ）第91号 大阪府松原市天美我堂2丁目205番地の9 再生債務者 Okawa—Designこと 大川 元気 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和7年（再イ）第74号 埼玉県入間市高倉2丁目5番32号 A302 再生債務者 高野 孝司 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 5日まで 令和8年1月8日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年（再イ）第27号 静岡県富士市国久保1丁目7番30-2号 再生債務者 松永伊津子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 5日まで 令和8年1月8日 静岡地方裁判所富士支部破産係 令和7年（再イ）第19号 島根県松江市西津田10丁目5番15-212号 津田明神団地 再生債務者 長島 正志 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 5日まで 令和8年1月8日 松江地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第29号 群馬県太田市浜町61番1-A17号 再生債務者 吉田メリンダ イグナシオこと ヨシダ メリンダ イグナシオ 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 9日まで 令和8年1月8日 前橋地方裁判所太田支部	令和7年（再イ）第115号 京都市西京区大枝北香町5丁目25番地8、 前住所京都府長岡京市长岡1丁目9番12号 サファイア長岡天神 102 再生債務者 小寺 和樹 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 9日まで 令和8年1月7日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年（再イ）第18号 鹿児島市平川町5801番地3 再生債務者 岩元 正樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 令和7年（再イ）第19号 鹿児島市平川町5801番地3 再生債務者 岩元 純梨 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 27日まで 令和8年1月6日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 令和7年（再イ）第10号 新潟県上越市栄町7番12号 再生債務者 山崎 雄一 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 新潟地方裁判所高田支部 令和7年（再イ）第128号 兵庫県三木市自由が丘本町1丁目216番地 再生債務者 武重 雄也	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年（再イ）第59号 新潟市西区真砂2丁目19番41号 再生債務者 小山 英祐 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月8日 新潟地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第61号 新潟市南区高井東1丁目3番18号 再生債務者 高橋 潤一 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月8日 新潟地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第62号 兵庫県尼崎市武庫元町1丁目28番2-204号 再生債務者 西村 嘉浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月8日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年（再イ）第69号 兵庫県尼崎市南塚口町3丁目9番22号302(前 住所) 兵庫県西宮市弓場町4番34号3F 再生債務者 ル・グラン・トレゾワこと 阿多 武史 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月8日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第46号 岡山県倉敷市福田町古新田906-1 レオバ レスハビネスいすみや109号室 再生債務者 峯口 伸二 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月8日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和7年（再イ）第42号 長崎県長崎市城栄町41番78-501号 再生債務者 有森 清人 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 29日まで 令和8年1月8日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第27号 青森市大字浜田字豊田2番地12 再生債務者 清水 貴彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 5日まで 令和8年1月8日 青森地方裁判所民事部再生係 令和7年（再イ）第95号 広島市東区戸坂新町2丁目44番2-204号 再生債務者 大羽 清美 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 5日まで 令和8年1月8日 広島地方裁判所民事第4部
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年（再イ）第99号 広島市南区宇品御幸3丁目14-17 レオネク ストフォンターナ103 再生債務者 向井 浩晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで 令和8年1月8日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第27号 宮崎市高岡町飯田3丁目13番地1 再生債務者 西窪 豊 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで 令和8年1月8日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第17号 鹿児島県霧島市隼人町神宮4丁目5番37号 再生債務者 内門 晃一 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月5日まで 令和8年1月8日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係
小規模個人再生による再生計画取消 令和3年（再イ）第59号 千葉県富里市新橋713番地37 再生債務者 見市 貴幸 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和3年12月23日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。 令和8年1月6日 千葉地方裁判所佐倉支部

小規模個人再生による再生手続廃止 令和7年（再イ）第31号 秋田市手形山崎町5番7号 再生債務者 伊藤 愛美 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和8年1月8日 秋田地方裁判所民事第2部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年（再ロ）第10030号 東京都多摩市一ノ宮1-26-6-902 再生債務者 入倉 健 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月9日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和8年1月23日まで 令和8年1月6日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再ロ）第5号 岡山市北区御津金川648番地3 再生債務者 船木 栄治 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月24日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和8年1月28日まで 令和8年1月7日 岡山地方裁判所第3民事部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和7年（再ロ）第1号 秋田県能代市中和2丁目2番2号 再生債務者 松橋 智也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 秋田地方裁判所能代支部
令和7年（再ロ）第5号 神奈川県厚木市森の里4丁目30番4-203号 再生債務者 工藤 道尚

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月8日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係 令和7年（再ロ）第1号 岩手県奥州市水沢佐倉河字松堂207番地5 再生債務者 阿部美和子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月7日 盛岡地方裁判所水沢支部
令和7年（再ロ）第6号 秋田県潟上市天王字北野305番地55 再生債務者 伊藤 哲 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月8日 秋田地方裁判所民事第2部 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。
令和7年（チ）第9号 札幌市中央区南四条東5丁目1番地9 申立人 北海道ケミカル株式会社 同代表者代表取締役 本村 孝幸 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 北海道虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町142番地 所在等不明共有者 古田 斜夫 届出期間満了日 令和8年5月29日 令和8年1月6日 札幌地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 札幌市白石区川下 地番 2063番252 地目 原野 地積 970平方メートル 所在等不明共有者の持分 15分の1 令和7年（チ）第10号 札幌市中央区南四条東5丁目1番地9 申立人 北海道ケミカル株式会社 同代表者代表取締役 本村 孝幸 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 北海道室蘭市母恋南町4丁目9番14号 (最後の住所) 札幌市東区東苗穂14条2丁目20-21 所在等不明共有者 五十嵐としを 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 北海道虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町142番地 所在等不明共有者 古田 斜夫 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 北海道伊達市山下町132番地114 (最後の住所) 札幌市東区東苗穂14条2丁目9番5号 所在等不明共有者 高木 彰 届出期間満了日 令和8年5月29日 令和8年1月6日 札幌地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 札幌市白石区川下 地番 2063番7 地目 原野 地積 147平方メートル 所在等不明共有者 五十嵐としをの持分 15分の2 所在等不明共有者 古田 斜夫の持分 15分の1 所在等不明共有者 高木彰の持分 15分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第48号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
(亡渡邊博文の最後の住所) 神戸市垂水区西舞子9丁目3番6号

所有者 亡渡邊博文相続財産

届出期間満了日 令和8年3月12日

令和8年1月5日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 所在 神戸市垂水区西舞子9丁目
地番 469番6
地目 雜種地
地積 148平方メートル
- 所在 神戸市垂水区西舞子9丁目469番地6
家屋番号 469番6
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 60.44平方メートル
2階 50.38平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第13号

札幌市東区北10条東2丁目3番18号
申立人 国立不動産株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都世田谷区等々力七丁目27番16号

所有者 代田 榮
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都杉並区久我山二丁目16番5号

所有者 三輪 孝輝

届出期間満了日 令和8年2月26日

令和7年12月26日 札幌地方裁判所岩内支部

(別紙) 物件目録

- 所在 號田郡留寿都村字泉川
地番 160番170
地目 山林
地積 165平方メートル
所有者 三輪 孝輝
- 所在 號田郡留寿都村字泉川
地番 160番178
地目 山林
地積 165平方メートル
所有者 代田 榮

令和7年(チ)第5号

申立人 栃木県
住所・居所 不明
(最後の住所) 静岡県富士市大淵1772番地の2

共有者 杉山 拓未
届出期間満了日 令和8年3月13日

令和7年12月26日

宇都宮地方裁判所大田原支部

(別紙) 物件目録

- 所在 那須郡那珂川町富山字片倉
地番 9番1
地目 山林
地積 4213平方メートル
共有者 杉山拓未の共有持分 160分の9
- 所在 那須郡那珂川町富山字片倉
地番 9番2
地目 山林
地積 965平方メートル
共有者 杉山拓未の共有持分 160分の9

令和7年(チ)第9号

長野県塩尻市大字奈良井393番地

申立人 野村袈裟男

住所・居所 不明

所有者 野村 弥八

届出期間満了日 令和8年2月27日

令和7年12月26日 長野地方裁判所松本支部

(別紙) 物件目録

- 所在 塩尻市大字奈良井字上ノ山
地番 258番
地目 山林
地積 244平方メートル
- 所在 塩尻市大字奈良井字西町
地番 268番
地目 宅地
地積 227.49平方メートル

令和7年(チ)第10号

中華人民共和国香港特別行政区 黄竹坑 黄竹坑道 23号 リカダンワン 18/F
申立人 ホワイトリバーハクバリミテッド
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 別紙物件目録記載1の土地につき東京都港区赤坂三丁目13番7号、別紙物件目録記載2の土地につき東京都新宿区下落合三丁目4番11号
所有者 株式会社エクスプレーン・インダストリー

届出期間満了日 令和8年2月27日

令和7年12月26日 長野地方裁判所松本支部
(別紙) 物件目録

- 所在 北安曇郡白馬村大字北城字落倉道東中原
地番 14984番3
地目 原野
地積 1878平方メートル
- 所在 北安曇郡白馬村大字北城字落倉道東中原
地番 14984番2
地目 雜種地
地積 99平方メートル

令和7年(チ)第34号

熊本中央区新屋敷3丁目12番8号

申立人 ベスト・グリーン株式会社

住所・居所 不明

(閉鎖登記簿上の本店) 沖縄県那覇市安里1丁目8番4号 (不動産登記記録上の住所)
鹿児島市薬師1丁目1番16号
所有者・共有者 株式会社ヤヒカリ (不動産登記記録上の商号八光不動産株式会社)

届出期間満了日 令和8年2月26日

令和7年12月26日 熊本地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5464番9
地目 山林
地積 87平方メートル
共有持分 150分の25
- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5465番4
地目 山林
地積 305平方メートル
共有持分 150分の25
- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5533番1
地目 山林
地積 90平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3号

神奈川県横浜市中区日本大通1

申立人 神奈川県

代表者知事 黒岩 祐治

住所・居所 不明

(亡小川喜一の最後の住所) 神奈川県横須賀市若松町2丁目5番地

所有者 亡小川喜一相続財産

届出期間満了日 令和8年2月27日

令和7年12月26日

横浜地方裁判所横須賀支部

(別紙) 物件目録

所在 横須賀市若松町二丁目6番地1
家屋番号 29番2

種類 店舗

構造 木造亞鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 26.28平方メートル

令和7年(チ)第32号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人 輪島市長 坂口 茂

住所・居所 不明

(亡五田清治の最後の住所) 石川県金沢市中村町22番8号 (第2中正荘・1号)

所有者 (亡五田清盛承繼人) 亡五田清治相続財産

届出期間満了日 令和8年3月6日

令和7年12月25日 金沢地方裁判所輪島支部

(別紙) 物件目録

(未登記建物)

1 所在 輪島市河井町5 185—1

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 85.52平方メートル
2階 46.28平方メートル

2 所在 輪島市河井町5 185—1

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 124.85平方メートル
2階 123.23平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、乙は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和七年七月九日
掲載頁 六十三頁 (号外第一五七号)

(乙) 揭載
官報
掲載の日付 令和七年六月二十五日
掲載頁 五十六頁 (号外第一四三号)

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和七年七月九日
掲載頁 六十三頁 (号外第一五七号)

(乙) 揭載
官報
掲載の日付 令和七年六月二十五日
掲載頁 五十六頁 (号外第一四三号)

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町字幌里二三〇番地

(甲) 株式会社厚真ファーム
代表取締役 森部 邦雄

(乙) 株式会社エフティファーム・アル
ファ 代表取締役 永井 宏和

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町字幌里二三〇番地

(甲) 株式会社厚真ファーム
代表取締役 森部 邦雄

(乙) 株式会社エフティファーム・アル
ファ 代表取締役 永井 宏和

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町字幌里二三〇番地

(甲) 株式会社厚真ファーム
代表取締役 森部 邦雄

(乙) 株式会社エフティファーム・アル
ファ 代表取締役 永井 宏和

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町字幌里二三〇番地

(甲) 株式会社厚真ファーム
代表取締役 森部 邦雄

(乙) 株式会社エフティファーム・アル
ファ 代表取締役 永井 宏和

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町字幌里二三〇番地

(甲) 株式会社厚真ファーム
代表取締役 森部 邦雄

(乙) 株式会社エフティファーム・アル
ファ 代表取締役 永井 宏和

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町字幌里二三〇番地

(甲) 株式会社厚真ファーム
代表取締役 森部 邦雄

(乙) 株式会社エフティファーム・アル
ファ 代表取締役 永井 宏和

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町字幌里二三〇番地

(甲) 株式会社厚真ファーム
代表取締役 森部 邦雄

(乙) 株式会社エフティファーム・アル
ファ 代表取締役 永井 宏和

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町字幌里二三〇番地

(甲) 株式会社厚真ファーム
代表取締役 森部 邦雄

(乙) 株式会社エフティファーム・アル
ファ 代表取締役 永井 宏和

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町字幌里二三〇番地

(甲) 株式会社厚真ファーム
代表取締役 森部 邦雄

(乙) 株式会社エフティファーム・アル
ファ 代表取締役 永井 宏和

(甲) 揭載
官報
掲載の日付 令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町字幌里二三〇番地

(甲) 株式会社厚真ファーム
代表取締役 森部 邦雄

(乙) 株式会社エフティファーム・アル
ファ 代表取締役 永井 宏和

令和八年一月十九日
東京都千代田区丸の内一丁目一番号

(甲) 三菱ケミカル株式会社
代表取締役 筑本 学

(乙) 日本サウディメタクリレート合同
会社
代表社員 三菱ケミカル株式会社
職務執行者 大山 大

(丙) 三作合成ゴム株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丁) 京都スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(戊) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(己) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(庚) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(辛) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(壬) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(癸) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丁) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(己) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(庚) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(辛) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(壬) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(癸) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丁) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(己) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(庚) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(辛) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(壬) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(癸) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丁) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(己) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(庚) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(辛) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(壬) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(癸) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丁) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(己) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(庚) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(辛) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(壬) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(癸) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

令和八年一月十九日
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済
(乙) https://www.mcgcc.com/ir/index.html
(丙) https://www.afscorporation.co.jp/
(丁) https://www.afspcorporation.co.jp/
(戊) https://www.ajfcorporation.co.jp/
(己) https://www.ajfcorporation.co.jp/
(庚) https://www.ajfcorporation.co.jp/
(辛) https://www.ajfcorporation.co.jp/
(壬) https://www.ajfcorporation.co.jp/
(癸) https://www.ajfcorporation.co.jp/

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済
(乙) https://www.mcgcc.com/ir/index.html
(丙) https://www.afscorporation.co.jp/
(丁) https://www.afspcorporation.co.jp/
(戊) https://www.ajfcorporation.co.jp/
(己) https://www.ajfcorporation.co.jp/
(庚) https://www.ajfcorporation.co.jp/
(辛) https://www.ajfcorporation.co.jp/
(壬) https://www.ajfcorporation.co.jp/
(癸) https://www.ajfcorporation.co.jp/

令和八年一月十九日
大阪府守口市八雲東町一丁目二番二三号

(甲) 大阪スバル株式会社
代表取締役 上野 修

(乙) 京都スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丙) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丁) 兵庫スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(戊) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(己) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(庚) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(辛) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(壬) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(癸) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丁) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(己) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(庚) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(辛) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(壬) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(癸) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丁) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(己) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(庚) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(辛) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(壬) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(癸) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丁) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(己) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(庚) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(辛) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(壬) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(癸) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(丁) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(己) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(庚) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

(辛) 滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役 梶並 靖之

令和八年一月十九日
福岡県大牟田市新港町六番地の二
(丙) 三作合成ゴム株式会社
代表取締役 佐藤 友則

(甲) 三井三池製作所エンジニアリング
株式会社
代表取締役 吉田 克典

(乙) 三池産業機械株式会社
代表取締役 佐藤 友則

(丙) 福岡県大牟田市新港町六番地の二
福岡県大牟田市新港町六番地の二
(丁) https://kyoto.kinki-subaru.jp/publicnotice
(乙) https://shiga.kinki-subaru.jp/publicnotice
(丙) https://hyogo.kinki-subaru.jp/publicnotice
(丁) https://osaka.kinki-subaru.jp/publicnotice

(甲) https://www.mcgcc.com/ir/index.html

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業及びフランチャイズ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.odakyu-restaurant.jp/>

company/

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十六日

掲載頁 八十二頁 (号外第二八六号)

令和八年一月十九日

東京都渋谷区代々木二丁目二八番一二号

(甲) 株式会社小田急レストランシステム

代表取締役 深海 尚

(乙) 株式会社今川商店

代表取締役 林 虎山

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の茨城県東茨城郡茨城町大字海老沢字鳩山一五三三番二他における太陽光発電事業、茨城県石岡市山崎字笄崎九六二番二三他における太陽光発電事業、茨城県坂東市富田字南木原一五五三他における太陽光発電事業、茨城県結城郡八千代町大字村貫字南郷五三〇番一他における太陽光発電事業、茨城県結城郡八千代町大字平塚字菱毛四七〇七番一他における太陽光発電事業、茨城県久慈郡大子町大字頃藤字宿四九三八番一他における太陽光発電事業、吉見町大字和名字中山一七八番一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

神奈川県三浦市三崎三丁目三番三号

(甲) 株式会社小田急レストランシステム

代表取締役 深海 尚

(乙) 株式会社今川商店

代表取締役 林 虎山

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の茨城県東茨城郡茨城町大字海老沢字鳩山一五三三番二他における太陽光発電事業、茨城県石岡市山崎字笄崎九六二番二三他における太陽光発電事業、茨城県坂東市富田字南木原一五五三他における太陽光発電事業、茨城県結城郡八千代町大字村貫字南郷五三〇番一他における太陽光発電事業、茨城県結城郡八千代町大字平塚字菱毛四七〇七番一他における太陽光発電事業、茨城県久慈郡大子町大字頃藤字宿四九三八番一他における太陽光発電事業、吉見町大字和名字中山一七八番一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド総合会計事務所内

(甲) ブルーラインフラC号合同会社
ブルーラインフラホールディングスC号一般社団法人
職務執行者 池田 卓也

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

(乙) ソーラーアップル合同会社

代表社員 ソーラーアップルホールディングス一般社団法人

職務執行者 荒川 真司

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ライスカレーレルS(住所:東京都渋谷区道玄坂一丁目一
二番一号渋谷マークシティウエスト二〇階)に対

して当社のSNSを中心としたマークティング支

援事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号渋谷マークシティウエスト二〇階

株式会社ライスカレーレル

代表取締役 志水 韶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和八年一月十九日

東京都品川区大崎一丁目一四番三一〇二号

クリエイトネクスト合同会社

代表社員 生田 俊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和八年一月十九日

東京都品川区大崎一丁目一四番三一〇二号

クリエイトネクスト合同会社

代表社員 生田 俊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和八年一月十九日

埼玉県越谷市大間野二丁目一五五番地一
シェルメゾン大間野一〇三号

合同会社クリアーコットン

代表社員 和久 祥文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和八年一月十九日

神奈川県逗子市沼間五丁目一八番八号

合同会社Reach Out

代表社員 佐藤由希子

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

東京都千代田区神田和泉町一番地六一一六
ヤマトビル四〇五 SPINTA 合同会社

代表社員 濱田 篤

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、なないろ株式会社としま

す。効力発生日は令和八年三月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月八日に終了しております。

令和八年一月十九日

香川県丸亀市飯野町東二甲九五七番地

塩屋团扇商工業協同組合

代表理事 濱本 哲郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、ライザイとしま

す。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

福岡県遠賀郡岡垣町旭台五丁目六番七号

合同会社廣財 代表社員 二又 遥花

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二日であり、組織変更後後の商号はクリエイトネクスト株式会社としま

す。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

東京都品川区大崎一丁目一四番三一〇二号

クリエイトネクスト合同会社

代表社員 生田 俊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和八年一月十九日

北海道沙流郡日高町富川西二丁目一番一四号

日高給食事業合同会社 代表社員 武田 卓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百六十万円減少し二百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

北海道沙流郡日高町富川西二丁目一番一四号

日高給食事業合同会社 代表社員 武田 卓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千四百五十五万九千五百円減少し一億円とするとともに、その減少額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、株主総会の承認決議は令和七年十一月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八三番地

株式会社富士薬品 代表取締役 高柳 昌幸

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合の掲示場に掲示しております。

令和八年一月十九日

塩屋團扇商工業協同組合

代表理事 濱本 哲郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、丸亀塙屋團扇株式会社とします。

効力発生日は令和八年三月一日であり、総会の承認決議は令和八年一月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八三番地

株式会社富士薬品 代表取締役 高柳 昌幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千四百三十万円、資本準備金の額を四億九百万円減少し、それぞれ一億円、零円とするにいたしました。なお、減少する資本金のうち、二億三千三百三十万円を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月十七日

掲載頁 一五五頁（号外第二七五号）

令和八年一月十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋
一丁目三井ビルディング 株式会社天地人
代表取締役 櫻庭 康人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和八年一月十九日

千葉県茂原市高師五八五番地
日東造機株式会社
代表取締役 小林 秀幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和八年一月十九日

大阪市西淀川区千舟二丁目一二番一号
ニッパテック株式会社
代表取締役 川寄 健太

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社 JST テックホールディングスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十九日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階

代表取締役 湯本 達也

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である岩本浩人より株式売渡請求があり、当社はそれに承認しましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方

は、株券提出日である令和八年二月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十九日

岐阜県美濃加茂市太田町四三四五番地
株式会社ニユーオーワース
代表取締役 岩本 浩人

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である関西ペント株式会社より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十九日

大阪市淀川区西宮原一丁目八番一〇号
株式会社カンペハピオ
代表取締役 池上広一郎

限定期承認公告

本籍東京都北区豊島七丁目二三番地、最後の住所東京都大田区田園調布本町二四番一八号
被相続人 死 飛田 博

限定期承認公告

右被相続人は令和七年九月二十七日死亡し、その相続人は令和八年一月五日東京家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十九日
東京都大田区田園調布本町二四番一八号
相続財産清算人 飛田 昭夫

限定期承認公告

本籍和歌山県和歌山市上野二六〇番地、最後の住所大阪府大阪市生野区鶴橋一丁目一番三
四一五〇一號 被相続人 亡 田中 俊輔

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社 JST テックホールディングスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十九日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階

令和八年一月十九日

広島市南区稲荷町二番一四号和光ビル八階
春田法律事務所広島オフィス

代理人弁護士 田中 阳

限定期承認者田中俊一

自己株式取得事項の通知公告

当社は、令和七年十月十七日開催の当社取締役会において、令和七年十月十七日開催の第八十六定期時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので左記のとおり

公告いたします。

自己株式取得事項の通知公告

当社は、令和七年十月十七日開催の当社取締役会において、令和七年十月十七日開催の第八十六定期時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので左記のとおり

公告いたします。

自己株式取得事項の通知公告

当社は、令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
F S V A P J a p a n 株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

静岡市葵区城北一〇六番地の一
株式会社 T e r s u s G N S S J A
PAN 代表取締役 鶴飼 尚弘

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
F O L S I A C K L A R I O N • E L E C T R O N I C S
株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
F O L S I A C K L A R I O N • E L E C T R O N I C S
株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社
N Z S 株式会社

確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
F S V A P J a p a n 株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
F S V A P J a p a n 株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
F S V A P J a p a n 株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
F O L S I A C K L A R I O N • E L E C T R O N I C S
株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
F O L S I A C K L A R I O N • E L E C T R O N I C S
株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
F O L S I A C K L A R I O N • E L E C T R O N I C S
株式会社
確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告 第一回

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

一〇上

一三四十分の一

五十分の一